

## 農芸化学女性企業研究者賞授賞選考委員会選考規程

第 344 回理事会（2016 年 7 月 7 日）承認

### （目的）

第 1 条 この規程は、農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会、及び授賞選考委員会の議を経て、日本農芸化学会が決定する農芸化学女性企業研究者賞の選考に関する事項を定めることを目的とする。

### （選考基準）

第 2 条 農芸化学女性企業研究者賞は企業において顕著な研究あるいは開発をなした女性正会員に授与する。チームの一員として挙げた成果もこの賞の対象となる。

受賞者は学生会員歴を含め原則として 3 年以上在籍し、かつ本会年次大会、支部大会あるいは支部例会で発表者、あるいは農芸化学会の和文誌または英文誌に掲載された論文の著者であるものとする（筆頭著者である必要はない）。

### （授賞候補者の推薦）

第 3 条 各賞の候補者推薦は、候補者が勤務する企業の所属部署の責任者（部長、課長、チームリーダーなど）が所定の用紙に記入して推薦するものとする。推薦の締切りは、理事会がこれを定める。

### （選出件数）

第 4 条 農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会は推薦候補者のなかから、授賞の価値ありと認めたものにつき、農芸化学女性企業研究者賞 3 件以内を選出するものとする。

### （報告）

第 5 条 農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員長は、おのれに選出した理由をつけて、審議結果を授賞選考委員会に報告する。授賞選考委員長は、報告された結果について授賞選考委員会で審議を行い、選考結果を 1 月 25 日までに会長に報告するものとする。

### （受賞者の決定）

第 6 条 受賞者は農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会、及び授賞選考委員会における選考結果に基づき、理事会が決定する。

### 附則

この規程は、2016 年 7 月 7 日（第 344 回理事会）より施行する。